

平成28年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成28年6月16日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員派遣について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 承第3号 専決処分した事件の承認について
専第5号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 承第4号 専決処分した事件の承認について
専第7号 白川町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 承第5号 専決処分した事件の承認について
専第6号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 承第6号 専決処分した事件の承認について
専第4号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第28号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について
議第29号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第30号 財産の取得について
- 日程第11 議第31号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第1号）
議第32号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議第33号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 加藤邦之君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、
4番 今井昌平君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 嶋田有康君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長 横家敏昭君、 副町長 佐藤滋君、
教育長 瀬瀬政昭君、 総務課長 今井智也君、

町民課長 安江寿一君、 保健福祉課長 高木昇君、
農林課長 伊佐治優君、 建設環境課長 今井俊君、
教育課長 嶋崎恒典君、 会計管理者 安江文郎君

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山哉史君、 書記 今井由美君、
書記 今井寧菜君

7. 会議の経過

(議長 9番 嶋田有康君)

- 議長 皆さん、おはようございます。梅雨に入っておりますけれども、はや沖縄では今日にも梅雨明けかと、そんなふうに言われております。この地方においても、雨量は少なく、川の水もいつもと変わらぬ流れのようであります。そんな中、18日の土曜日にはこの白川において鮎解禁となります。愛好家の皆さんにとっては、このまま土日に雨が降らないようにと願っておられるのではないかと考えております。

さて、本日は白川町議会第2回定例会に全議員のご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。これより会議を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただ今から平成28年白川町議会第2回定例会を開会します。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成28年3月18日、第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第5号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、平成28年3月25日、4月25日、5月25日に執行されました例月出納検査の結果並びに、議会からの請求による監査の結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から平成27年度事業報告書、収支決算書及び平成28年度事業計画書並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しております。よろしくお願い致します。以上でございます。

- 議 長 　ただちに本日の会議を開きます。
- ◇日程第1　会議録署名者の指名
- 議 長 　日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 　会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番　渡邊昌俊君、6番　鈴木正次郎君を指名します。
- ◇日程第2　会期の決定
- 議 長 　日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 　お諮りします。
- 今期定例会の会期は、本日から20日までの5日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 　ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日から20日までの5日間と決定しました。
- 議 長 　ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。
- （町長　横家敏昭君　登壇）
- 町 長 　白川町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただき、ありがとうございます。
- さて、梅雨に入ったとはいえ、各地で例年になく渇水が続いております。白川町においても平年より少ない降水量で経過しており、一方においてまとまった雨量での災害が心配されるところでございます。熊本、大分地震から2ヶ月、被災された方々には、心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。そのためのご援助として、義援金はもとより、職員派遣等は県当局よりの指示要請に対応できる体制にいたしております。今回の震災は、内陸型地震の危険地域である我が町に大きな教訓となっております。佐見断層、白川断層、赤川断層それより派生した多くの断層の上で我々は生活しております。とりわけ災害時の対策本部機能の中核である役場庁舎の安全確保が急務であり、国、県よりの指導もあり、永年の懸案でありました庁舎建設に着手することとし、今年基金積み立てをおこない、役場若手職員による検討をはじめたところであります。一方住民の皆様にも、自らの命は自らで守るを自覚していただき、防災意識の向上のための防災訓練の充実を図りたいと考えております。災害にあった人のほとんどが、訓練したことはできたが、それ以上のことはできなかった、と言っています。想定外を想定の内とするよう努力いたしたいと思っております。
- さて、今年が一番茶の生産も終了しましたが、その生産量は年々減少の一途です。一方において白川茶の評価が注目されつつあります。海外での評価も上々ですが、今年試作をいたしました甜茶が、色、味とも優れているということで、新た

な茶生産に道が見いだせないか、期待されるところです。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について4件、工事請負契約の締結について2件、財産の取得1件、平成28年度一般会計補正予算1件、平成28年度簡易水道特別会計補正予算1件、平成28年度介護保険特別会計補正予算1件の合わせて10件を上程しております。このほか追加議案として、固定資産評価審査委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定しております。

承第3号は、専決処分をしました平成27年度白川町一般会計補正予算（第5号）について承認を求めるものであります。この補正では1億500万円を追加して、補正後の予算総額を62億1,000万円とするもので、庁舎整備基金に1億円、財政調整基金に5,000万円、地域振興基金に3,000万円、産業振興基金に2,000万円、教育施設整備基金に2,070万円の合わせて2億2,070万円を積み立てることとしたほか、国庫事業として採択を受けることができなかった茶業振興対策事業及び循環型森林社会構築事業を減額するなどの調整を行いました。

歳入においては、地方譲与税、各交付金の確定に伴う調整と、特別交付税の確定に伴い、地方交付税を1億9,368万円追加したほか、財産売払収入を2,465万円、社会福祉関係篤志寄附金を91万円、ふるさと応援寄附金を1,102万円それぞれ追加し、また基金繰入金を8,513万円減額するなど、歳入金額の確定に伴う調整を行っております。

承第4号から承第6号までは、専決処分をしました条例の一部改正について承認を求めるものであります。地方税法等の一部を改正する法律、行政不服審査法、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令等の公布、施行に伴い、3件の条例につきまして、それぞれ所要の一部改正を行っております。急施を要したため専決いたしておりますので承認を求めようとするものでございます。

議第28号及び議第29号は、白川簡易水道中川浄水場と赤川簡易水道切井浄水場の増補改良工事の請負契約の締結について、議第30号は、小型ポンプ付き積載車1台の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

議第31号は、平成28年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、1億2,420万円を追加し、補正後の予算

総額を60億8,420万円とするものです。総務費では、新しい地域公共交通を考えていくため実施いたします、実証運行にかかる委託料を含めた公共交通対策として約1,123万円を、しらかわ人（びと）育成・支援体制構築事業として約801万円を追加、衛生費では、簡易水道特別会計への繰出として400万円を追加、農林水産業費のうち、茶業振興では、美濃白川茶の海外販路対策・国内販路対策・産地強化対策を3本柱として事業展開するため1,050万円を追加、また、林業振興では、循環型森林社会の構築と新規需要開拓に向けた新製品の研究を行うため7,700万円を追加、商工費では、レンタサイクルを活用した観光振興事業と美濃白川クオーレふれあいの里施設整備として340万円を追加、教育費では、国の委託金対象事業費の採択に伴い、教育研究推進事業を249万円追加したほか、その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算では、国庫支出金で、約2,789万円を追加、県支出金では、938万円を減額、町債では、循環型森林社会構築事業に対して3,750万円を追加、諸収入では、とうしん地域振興基金助成金、コミュニティ助成金などで55万円を追加したほか、平成27年度出納閉鎖の結果、実質繰越額が3億4,000万円余となったことから、繰越金6,763万円余を追加して収支の均衡を図りました。

議第32号は、平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、400万円を追加して、補正後の予算総額を7億5,100万円とするものです。水道の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化されることに伴い、その策定経費として400万円を追加し、財源としては、さきほど述べた一般会計からの繰入金と同額追加するものです。

議第33号は、平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、金額に増減は無く、地域支援事業において歳出科目の調整を行っています。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、3名の通告があります。

なお、申し合わせにより、一問一答方式で行い、質問回数は一つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

4番 今井昌平君。

(4番 今井昌平君)

○ 4 番 発言の許可をいただきましたので、町の貸借地の現状等について質問させていただきます。

町の貸借地については、平成22年度第4回定例会でその現状等について、質問いたしました。その後6年間経過しております。現在の町の借地の件数、面積、支払っている借地料と、また町有地の貸付けについての数値はどのようになっているかをお聞きします。また、前回の質問の時の答弁では、町の借地については65か所借り受け、その中で無償で借りている土地が16か所あり、支払っている借地料は22,347,298円となっている。その中で有限会

社白川町農業開発、ピアチェーレですね、の敷地が含まれており、この敷地は町が地主から借りて2, 170, 588円の借地料を支払い、農業開発に対して貸し付け、農業開発から同額の借地料をいただいているので、実質町が借地料として支払っているのは、20, 176, 710円である。また、町有地を貸し付けているところは29か所あり、これは電気、電話の柱等でありますが、それは6, 659, 032円が町の収入となっているとの答弁がありました。また町有地の貸付けの中には、東濃ひのき製品流通組合、東濃ヒノキ白川市場組合、それから社会福祉法人の清流会、これは白竹の里と思いますが、その他に地の塩会光の子保育園などのように、議会の議決を得て無償で貸付けているところが8か所あります。借地契約は、その目的を達成すれば地主に原形復旧し、返納できるから大手企業などは借地契約が多い。契約の内容の見直しについては、土地、賃貸、貸借契約書によりおおむね3年間で付近の土地の価格変動、諸物価の動向、税金の増減等を考慮して、借地料の見直しを行う内容となっているという答弁でございました。この答弁の内容だと、借地契約の方がメリットがあるように思われますが、町の借地は公共施設とかまたその駐車場などがあり、長期にわたって借地料を払っているのが現状です。また返納する時には原状復帰ということがございますので、またそれにも費用がかかります。選挙事務所のように期間の限られているものは別ですが、できるだけ借地は避けた方が良くと思います。また借地料の見直しにつきましては、公共施設の用地として借りている契約書には、地主は物価の変動等の状況に応じ、賃借料を改めようとするときは、借主に協議するものとし、借主は誠意を持ってこの協議に応ずるものとする。なおこの期間はおおむね3カ年とする。これは町の施設の土地賃貸契約書の第4条第2項に謳ってあります。これによれば貸主が賃料を改定したいとか、貸主に不利な協議はできません。賃料を下げたいというような申し出は皆無と思われます。見直しの期間もおおむね3年間となっておりますので、3年ごとに見直しが行われているとは思われませんが、契約の8条に契約期間の中に契約期間中に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。また10条で、この契約の履行について、必要な事項はその都度甲乙協議の上決定するものとするという条項がありますので、借主、町の方から借地料の改定についても協議ができると思われますが、どのように見直し等がなされたかお聞きしたいと思います。特に町の施設の用地には、借りている土地については、期間が40年と長いものがあり、その間に貸し主の方にもいろいろな事情が発生し、土地の売却や返納などの希望が出てくることもあると思われます。これも契約書の9条に、地主が土地を売却しようとする時は、その相手方として借り主を優先すると9条に謳ってありますので、できると思

いますが、町の将来につきましては、いつも言うておりますように少子高齢化による人口減、これはいろいろな施策を町もみんなで一生懸命食い止めようと、懸命に努力をしているところでございますが、将来に亘って現在の人口を維持していくことはかなり厳しいと考えられます。少しでも歳出をおさえ、健全財政を維持し、借地についてはできるだけ粘り強く売却を要求すること、借地を減らしていくことが必要かと思えます。今までの経過と、今後の対応をお尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは4番 今井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の質問、現在の借地件数、面積、賃借料についてですが、借地の件数は63件、面積は129,584.07㎡、借地料は20,246,189円となっています。63件の内16件については中部電力やJR等から無償で借り受けており、47件が有償分となっております。有償分で借地料が最も大きいのは、クオーレふれあいの里の敷地で4,264,694円となっております。なお、貸付については、件数は33件、面積は56,411.49㎡で、内無償貸付分が7件あり、有償分は26件で貸付料は、電柱、NTT柱等の敷地料を含めまして、5,803,573円となっております。

次に2点目の質問であります。借地の見直しの状況についてですが、平成22年度からは、件数で2件、面積で15,265.39㎡、賃借料で2,101,109円減少しております。主な減少要因としましては、旧四季彩の湯の借上げ用地の一部返還があったことと、借地であった土地を購入したものが1件、それから土地の評価替えに伴います見直しを行ったものが4件あるということで、そういったことで減少しておるということになります。賃借料や貸付料につきましては、行政遂行の上でどうしても必要であったり、町が他団体に事業展開をお願いしていたりと、全ての賃貸借案件毎に、個々の交渉でのいきさつがあり、事業内容によっては借地であることにより、目的完了時に原形復旧して返却できるというメリットもありますので、一律に購入を進めたり、賃貸借料を見直していくことはできないことをご理解いただきたいと思います。しかしながら、議員ご指摘のとおり、少しでも将来の負担を減らし、支出を抑えることは非常に重要なことでもあります。現在、借り上げている物件の中でも売却の意向の確認を行っており、今のところ契約には至っておりませんが、引き続き交渉していくことにしております。また、新たに用地が必要な場合は購入を原則としており、最近では、三川の消防詰所用地や切井消防詰所の駐車場用地等を購入しております。また、支出を減らすということは、土地だけでな

く建物についてもいえることで、人口減少等により利用需要が変化していくことが予想されるため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、更新、長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「白川町公共施設総合管理計画」を策定し、その基本計画に沿って個別施設の維持管理や新設を行っていくこととしております。さらに今年度は、公有財産の固定資産台帳整備も予定しているため、これに合わせて、町有地の現地調査も計画しております。以前にもお話をさせていただきましたが、町有遊休地の処分については、取得のいきさつや現状の利用形態などをしっかりと調査したのち、有効活用していただけるよう公募等により払下げしていきたいと考えております。いずれにしましても、今後も賃借料の節減を図ると共に、不要な遊休地等の処分を積極的に進め、財政の健全運営につなげていきたいと思っております。以上で今井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
(4番 今井昌平君)
- 4 番 申し遅れましたが、土地は個人の大切な資産でありますので、土地をお貸しくださっている地主の皆さんには、全く敬意を表することを一言申し添えておきます。なお、先も町長から話がありましたように、今後も庁舎の移転など土地の問題がでてくると思いますが、大変これも難しいが、全部町有地という事は難しいかもしれませんが、総務課長の答弁にもありましたように、公共施設等はできるだけ借地ではなく町有地に移転、あるいは建設する、さっきの話で無駄なものはもちろん売払ったりするんですけども、そのように財政支出を抑えていただければ幸いです。それを申し添えまして私の質問を終わらせていただきます。
- 議 長 4番 今井昌平君の質問を終わります。
次に、2番 藤井宏之君。
(2番 藤井宏之君)
- 2 番 ただ今議長さんから発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問内容は、小さな地区単位で防災についての話し合いをということで質問をさせていただきます。

2か月前の4月14日と16日には、熊本地方におきまして震度7の地震が2度も発生し、死者49名、行方不明者1名、家屋の全壊が8,000棟、半壊が18,000棟等甚大な被害が出ました。今日未だに余震は続いている状態でありまして、早く終息することを願う毎日であります。亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げ、被災された方々には、お見舞いを申し上げます。

この地方でも、いつ発生してもおかしくないと言われている東南海地震など、

発生が懸念されております。既に県単位、市町村単位でそれらの発生に備えて防災計画など進めておられる訳ですが、地震の場合の対応、集中豪雨等による対応など状況によってはそれぞれ違うと思います。例えば集中豪雨の場合、防災無線から『安全なところへ避難してください』と流れた場合、昼間と夜中での対応、一人住まいの家庭、高齢者ばかりの家庭、車がある無いなどそれぞれその対応が違ってきます。また、『安全な所へ避難してください』と言われても、自分の周りのところに安全なところが無いので動かないのが一番などと思っている方々以外に多く、動けるうちに早めに安全な所へ避難することが、最も重要ではないかと思えます。普段から身近な者同士で避難する場合は何処へどうやって行くのか、又、安全な施設の早めの開錠等、そしてそこには何が揃っているのか明確にするなど、白川町土砂災害ハザードマップを参考にしてお互いに話し合い、実際に動いてみるのがいざという時に役立つと思っております。特にこれから集中豪雨、台風の時期を迎え、自分の身は自分で守るが原則であります。私は自治会の各班ごと、また地形により集落の集合体等が互いに助け合うことを目的に、小さな単位で普段からそうした話し合いと実践で動いてみることをすべきだと思っております。無駄になっても良いと言う考え方で、一度でも二度でも実際に雨量何ミリを超えたら避難してみようと言う徹底した訓練もやっておいた方が良いと思えます。

そこで次の4点について質問をします。まず1つ目、こうした実際を想定した訓練を年に数回義務的に行えないか。2番目に各支所毎の安全な場所の施設数、それから収容人数、それから備蓄内容とその数量何日分を想定しているのか。3番目に東南海地震では一週間は各家庭でも備蓄が出来るようにと言われております。また各家庭でも家族構成に合わせた備蓄を一週間以上していただけるよう、奨励していただけないか。またその必要性を伝えてほしい。4番目に、各安全な避難所に対して、備蓄倉庫を設け備蓄できないか、以上4点をお聞きします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは、2番 藤井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

4月14日以降に頻発して発生しました熊本地震におきましては、多数の方が亡くられるなど甚大な被害となっており、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、災害によりお亡くなりになられた方々、関係者の方々に対しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

今回の地震は、観測史上初めて震度7を連発するなど、極めて活発で異例づくしの地震であるとの報道がありました。白川町にも多くの断層が走っており、

こうした地震がいつ起こるとも限りません。また白川町には土砂災害の危険区域がたくさんあり、災害はまさに他人事ではありません。藤井議員ご指摘の通り、自分の家の対策は万全か、また地域として、いざというときどうするかといった話し合いを積み重ねていくことが何よりも大切なことであろうと考えております。

4点ご質問をいただいておりますので、順にお答えさせていただきます。

まず1点目。訓練を年に数回、義務的に行えないかというご質問についてですが、町ではこれまで毎年、全町あげての訓練と会場持ち回りの防災訓練をあわせて実施して参りました。訓練としてはこのほか、消防団による夏季訓練の際の機動訓練にご参加いただいたり、社会福祉協議会主催で行っていただいている「災害図上訓練」や「避難所運営訓練」にもご参加いただいております。自主的に訓練を行っておられる自主防災会組織も多数あります。町の防災訓練がマンネリ化しているといったご指摘をうけ、町としましては現在防災訓練の内容の見直しを進めているところです。安否訓練等も毎年行って参りましたが、これらも一旦取りやめ、今年から自主的な訓練の実施の啓発に力を入れていくこととしております。熊本地震を教訓に、公助に期待するのではなく、地域として何ができるか、いざという時どう動くかといったことについて、地域で話し合い、動いていただく訓練を、できればメニュー化して推奨していきたいと考えています。真に必要性を感じて自ら動いていただくことこそ、防災意識の向上につながるものと思われまますので、防災訓練につきましては義務としての実施ではなく、今後も自主的な開催を後押ししていきたいと考えております。

2点目。各地区の安全な場所の施設数と、収容人数等についてのご質問ですが、ここでは避難所の施設数でお答えさせていただきます。詳しくは申し上げますが、白川地区3箇所では1,137人、白川北地区4箇所では867人、蘇原地区が4箇所では1,296人、黒川地区が4箇所では1,162人、佐見地区4箇所では1,325人ということで、全部合わせますと19箇所では5,787人の収容人数という形になっております。備蓄品につきましては、町民会館と各出張所に備蓄しております。食料としましてはアルファ米とか、カンパン、水等をあわせて6,130食分を準備しております。備蓄の目標としましては避難者が3日間程度を過ごせる分を目安にしております。このほか、各保育園と学校に帰宅困難時の備蓄として、2食分程度のご飯と水を備蓄しております。

3点目の各家庭での備蓄奨励については、これまでも家具の転倒防止等と併せて啓発しておりますが、改めて、今年はハザードマップを更新することとしておりますので、その折にも、どの程度の備蓄をどこに保管するとよいのかと

いったことも含めてさらに啓発して参りたいと思っております。

4点目ですが、避難所ごとに備蓄できないかのご質問ですが、先ほど申し上げましたように基本的に現在は町内5地区に備蓄をしている状況です。白川町は広く、災害によって道路が寸断されることも十分想定されることから、もう少し備蓄の場所を各地区ごとに増やしていきたいと考えております。

以上4点についてお答えいたしました。藤井議員のご質問の中にもありましたように、白川町において避難の仕方はたいへん大きな課題だと認識しております。レッドゾーン、イエローゾーンにある避難施設は指定から外しなさい、早めに避難を呼びかければ遠くの避難所にも行けるはずですと、国は地域の実情を理解しないまま、いろいろと指摘ばかりしてきます。早めに避難できればよいのですが、いざというとき緊急の際は、2階へ避難するとか、少しでも頑丈な場所に避難するなど、避難所へ行くばかりが避難ではないことも啓発していかなければならないと考えているところです。町としましても、関係機関と連携しながら、積極的に防災対策に取り組んで参りますが、やはり、日頃からの助け合い、地域の支え、つながりの強化が何にもまして防災の要になろうかと思っております。さらなる自助、共助の取り組みを町民のみなさんに心からお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
(2番 藤井宏之君)

○ 2番 ありがとうございます。まず各支所に保管してある備蓄の内容と申しますか、3日間しか備蓄がしていないということをお聞きしました。特に東南海地震等で道路も寸断され、救援車もおそらく来れない、そういう状況の中で黒川の支所でも確認しましたら、30人分で3日間という数字でした。3日間程度ではこれは地震だけではないとは思いますが、特に確率が高くなっている東南海地震を想定しますと、本当に1週間以上そんな備蓄が必要ではないかなというふうに思います。それと合わせて、やはり各家庭でも一番にまず自分たちの命、また生命、財産を守るためにも各家庭がこの意識に芽生えていただいて、既に備蓄をしていただいている方もあるかとは思いますが、やはり1週間以上は救援も物資も来ないという想定を更に高めていただきたいというふうに思います。

6月6日の中日新聞に出ておりました震災から学ぶというか、熊本地震に学ぶという中の新聞の記事に、本巢市の根尾の断層の近くに暮らしてみえる方の記事が出ておまして、ちょっとこれを読ませさせていただきます。岐阜、愛知両県を中心に死者7千人以上を出した1,891年(明治24年)の濃尾地震。マグニチュード8.0の巨大地震を引き起こした根尾谷断層の震源地近くに暮

らす宮脇さんは、再び起きるかもしれない有事に備え、食料を備蓄している。温度が13度に保たれた貯蔵庫の扉を開けると、米60kgにみそ、しょうゆ、ペットボトルのお茶、レトルトカレー、チョコレート、カセットコンロやガスボンベの予備もある。妻の洋子さんとの二人分で、最低1ヶ月は食べていけるという。きっかけは5年前の東日本大震災。テレビで食料や水を求める被災者の長蛇の列を見て、最低でも家族の分だけは備えておかないと感じた。また、濃尾地震の教訓を伝える地震断層観察館のボランティアガイドとして紹介していることだが、根尾地区では当時、米と塩が不足したと伝えられている。すぐに貯蔵庫を買って、備蓄用の食材を詰め込んだ。以来、賞味期限を意識しながら食べては買い足すということを繰り返している。

熊本地震では、根尾地区のような山間部で山が崩れるなど、各地で道路が寸断された。もし、濃尾地震のような大地震がまた起きて、孤立して支援物資が届かなくなったら、他人事とは思えなかった。地元の集会所では、50世帯の約100人が加入する自治会の非常食を蓄えている。だが、非常用の米やけんちん汁などは、よくもって3日分、月1回、地域の出来事を紹介するかわら版で、家庭で十分に備蓄をしておくよう呼びかけるつもりだというふうに、記事が出ておりました。このように、やはりもう既にこうした救援物資も来ない、救援車も来れないような状況を想定して、1ヶ月くらいを想定して備蓄されているという方もおられます。その点について、今のこの3日分と比較してみたいとお答えいただきたいと思います。

- 議 長 答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君)
- 総務課長 ありがとうございます。やはり備蓄のほう、今現在は町の方3日分というような目安で備蓄をしておりますが、言われますように濃尾地震等でも食料不足というような実態が見受けられますので、今後、備蓄の量につきましてもまた検討して増やしていくような方向にしたいと思っておりますし、今言われております家庭での啓発につきましても、できるだけ長く自分の家族が暮らせる備蓄をということで、呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議 長 はい、再々質問ありますか。はい。
(2番 藤井宏之君)
- 2 番 質問ではございませんけれども、これを申して終わりたいと思ひます。熊本地震から学ぶという教訓の中に、地球物理学者の寺田虎彦さんという方が災害は忘れた頃にやってくるという言葉を残しておられます。しかし今回のこの熊本地震が発生しまして、忘れた頃にやってくるんじゃなくて、災害は忘れる前

にやって来るというようなことで、本当にもう周期が少し早くなってるんじゃないかなという感じを受けておりますので、東南海ばかりではない、集中豪雨、これから特に台風シーズン等を迎えますので、本当に今またすぐここにもそういったことが発生するんじゃないかという、身に染みてそういう状況を感じなければいけないというふうに思っております。このことを伝えまして質問を終わります。

○ 議長 2番 藤井宏之君の質問を終わります。

次に、3番 服部圭子君。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問2つ用意しておりますが、先に災害の減災対策ということで質問させていただきます。今、藤井議員の一般質問にありましたものの続きの質問のような形になると思いますが、よろしくをお願いします。

先の熊本地震の教訓というものは、大きな地震はもう必ずやってくるんだという現実を私達に突き付けております。白川町のような居住地が点在しておりまして、道路が遮断されてしまうような山間地では、救助も避難生活も大変に困難であることが明らかになっております。それに対する想定と対応、そして対策もまたこれも容易ではないことがわかってきたのではないのでしょうか。また、これまでは、熊本でのこのような大きな地震が起きるという想定事態はほぼされていなかったと言われております。避難生活が現在に至るまで、大変な困難を要していると聞いています。しかし、避難生活も地域によってさまざまな差が出ていることも伝わってきております。これからの検証を待つところですが、避難生活の地域による差のひとつとして、地域活動の盛んな地域とまだまだそういう活動が少ししかない地域との差であったり、また地震等起きた事のない自治体であったため、行政の方もお役所仕事と言われるような事がさまざまあったなどとボランティアに行った方が言われておりました。さて、では白川町に震度7の地震が起きたらという想定ですね、このような実際にどのような被害となるかをどのように想定しておられるかを質問します。

また、このような大きな地震が起きた時に、自助、共助が助けとなるわけですが、そのような大きな地震を想定した避難訓練、避難生活を体験しておくことで、2次災害は大幅に減ることとなります。そこで、今年の防災訓練では、震度7の地震を想定した避難訓練を行うよう要望いたします。避難してからのトイレ、水、物資の分配等、実際の想定を体験してみるような体験型の訓練が有効となるのではないのでしょうか。今年の避難訓練を、大きな地震災害を想定して、どのように行っていく計画なのかを質問いたします。

次に、また、防災は人作りとも言われております。つまりリーダーと言われる方が沢山いれば、防災は地震になった時にスムーズに避難がされると思います。リーダーとなる人がより多く白川町にいることが、住む人の安心に繋がる事だと思えます。白川町では防災士の資格取得支援、個人個人への助成が6月の広報に出ておりました。この育成支援事業の目標人数というのはどのように設定しておられるのか、積極的に人材育成する必要があると考えます。また、人材育成におきましては、女性が半数いることからしても、熊本震災でもとても女性の役割というのが重要であるというのを聴きました。女性ならではの気づき、また女性による言葉の安心感、日頃より介護、医療の現場で多くの人が携わってきている、そんな方が多い事もあると思います。女性も含め、10月に行います名古屋での防災士資格研修講座への参加、または岐阜県防災センターの行う減災未来塾などへの参加を推奨する事、また、このような防災についての白川町での研修会を行うことによって人材育成を早急に進め、目標人数を決めて取り組むことが必要だと思います。このような計画について質問をいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは3番 服部議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、白川町における地震の想定でございますが、岐阜県が平成25年2月に公表しました「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によりますと、南海トラフ地震の際の白川町の震度としましては6弱が想定されており、全壊棟数が123棟、半壊棟数は609棟、それから人的被害としましては、午前5時発生想定で、死者1名、負傷者89名、重傷者2名、避難所生活者282名、帰宅困難者6名という予測がされております。それから阿寺断層系の地震の場合は、さらに被害が大きくなり、震度としましては6強、全壊棟数325棟、半壊棟数1,408棟、人的被害は午前5時発生想定で、死者20名、負傷者317名、重傷者32名、避難所生活者682名と予測されております。なお、ライフラインや道路等の被害については、数値的なものは出ていませんが、レッドゾーン、イエローゾーンが沢山ある本町では、大きな被害が予想され、道路の寸断等による孤立集落も出ることも考えられます。

次に、今年の防災訓練の考え方についてですが、先ほど藤井議員さんのご質問の折にも触れましたが、これまでの訓練内容を見直すこととしておりまして、現在準備を進めているところでございます。先般、岐阜大学内にあります清流の国ぎふ防災・減災センターを訪ね、職員の方に助言をいただいて参りました。敢えて事前準備をせず、当日「指令カード」を避難してきた人に渡して、その

場で動いてもらう避難所開設の実戦訓練を行ってはどうかといったアドバイスもいただいております。非常用トイレの作成講習ですとか、防災士の方にもご協力いただいて、応急担架の作り方講習なども検討したいと思っております。まだ素案の段階ですので、今後、今年の会場地であります佐見自治協議会の方々や、消防署、消防団の方々ともよく協議しながら訓練内容についてこれから詰めて参りたいと考えております。

次に防災士の育成目標等のご質問にお答えいたします。防災士の資格取得者については、できる限り多い方がいいわけですが、当面の目標は各自治会に1名の配置ができる程度の人数を目標にしたいと考えております。今年から資格取得に対する補助制度を設けましたが、現在6名の方が申請中であります。その他に数名の方が研修講座への参加について検討中といった状況でございます。熊本地震の折りに、避難所等で女性の気配りが奏功したといった話は耳にしております。女性防災クラブの方で防災士に興味があるという方もおられますが、実際にはなかなか遠くの研修には参加できないといった方もあろうかと思っておりますので、資格取得者を増やす一方で、実の上がる研修会等の開催を計画していきたいと考えております。防災に長けた人を増やすことはもちろん大切ですが、一人一人の防災意識を高め、いざというとき、それぞれが持てる力を発揮して支え合い、活躍できるような、そんな防災の仕組みづくりをめざしたいと思っております。今回の熊本地震でもわかるように、行政の力には限界があります。大きな被害になればなるほど自助、共助の力の差が避難行動や2次災害の抑制に表れてくるのではないかと思います。先ほどの藤井議員さんへの答弁の中でも申し上げましたように、日頃からの助け合い、地域の差さえ、繋がり強化が何よりも増して防災の鑑になると思います。行政に頼るだけではなく、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を醸成していきたいと思っております。

平穏な日常が続くことを祈りつつも、災害はいつ何時起こるかわかりませんので、行政としましても準備を怠らないよう万全を期していきたいと考えております。議員各位のご指導とご協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。はい、再質問。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 ありがとうございます。想定については道路が寸断されるですとか、そういった認識をしっかりと持たれていると思いますので、更なる具体的な住民の人たちが自分の町で自分の地域でどうなのか、そういったことを想定するような啓蒙を進めていただきたいと思います。

2番目のですね、避難訓練についてですが、今の答弁ですと、佐見については今年の当番地域ということで非常用トイレの作り方ですとか担架、そういったことも視野にいれたりということで検討されているということですが、やはり他の地域でも、または小さな、先ほど藤井議員の自主的な訓練ということがありましたが、例えば小学校、中学校、そういった学校などでも非常用のトイレの作り方ですとか、担架、またはベットの作り方そういったことを防災の中で体験していくことなども取り入れていただけたらいいのではないかと思います。そして他地域でもそのような訓練を取り入れていけるようにするのではないかと思いますので、それについてもお願いします。

3番目のですね、リーダー養成ですが、実は個人向け助成ですね、今回やっておられるところがこの近辺では坂祝町、御嵩町、八百津町というところが既にこういった個人向けの助成をしておられます。研修は、今回の個人向けの場合は名古屋で行われるところに行くというふうにしなくてはいけないんですけども、これを町で研修会を行えば町民の人が近くで参加するということできて、多くの防災士を生むことができます。この防災士というのは、やはり東北地震を契機に、非常に多くの人を作っておられて、今、国では全体で9万7千人以上の防災士がいるということです。岐阜県では、御嵩町、八百津町、川辺町では、この町内での研修会を行って、これが防災士の方を作っていくようなこともされていますので、白川町でもなかなか遠くへは行けませんが、この防災士を沢山増やしておくというふうな、町内での研修を是非とも行っていただきたいというふうに思っています。その件についてと、この6名の方は例えばどんな団体の方なのか、女性はおられないというふうにお聞きしましたが、今町内では何人ぐらいおられて、この10月に試験があって申込み締切もあると思うんですが、そこへの目標人数もお聞かせください。といいますのは、やはり勿論警察、消防、郵便局員の方などがこの防災士をとっておられる方が多いんですけども、学校ですとか、保育園の保育士さんですとか、地域での防災リーダーの方がおられると思いますが、そういった方もとっていただく、そして施設の方、役場の職員も何人かおられると聞いておりますが、役場の職員の方にもとっていただくような、そしてこういう方がいることできめ細やかな地域、職場での防災訓練、または機動、なった時のやっぱりリーダーというのになっていただけたらと思いますので、これらについての具体的な防災士を多くつくっていく事について再質問させていただきます。

○ 議長 答弁を求めます。はい。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 ありがとうございます。避難訓練の方の佐見地区以外での訓練についてです

が、訓練のメニューと申しますか、こんな訓練がありますよというようなメニューを町全体に示しながら、その中で各自治会等で取り組めるものから順番、今度の防災訓練の日に限らず何かの集まった機会に訓練を少しずつ取り入れてやっていただけるような形で訓練を考えていきたいと思っておりますので、今度の町の防災訓練の一日だけを考えているわけではありませんので、いろいろな訓練のメニューを示しながら、その中で取り組めるものから取り組んでいただくというような方向で啓発していきたいと思っておりますので、訓練についてはそんな形で進めたいと思っております。

それから防災士の関係ですが、防災士の人数は、5月末現在ですと、全国で111,810人というような人数になっているということをネットで見ると出ております。いずれにしても防災士の数が多い方がよいことは当然だと思います。先ほど言われましたように、町内でも郵便局の局長さんとか、警察の方等が防災士の資格をもってみえるということ伺っております。町の職員でも数名防災士の資格をもった者もおります。多くつくるといふこと、先ほど今度名古屋であります研修講座の方への参加の目標ということでしたけど、特に何人行ってもらおうという目標は今のところ持っておりません。ただ、6月の広報に出させていただきますして、問い合わせを何件かいただいておりますので、この制度等の説明をしながら参加を呼び掛けているという段階であります。町内での研修、研修センターの方から出向いていただいている研修というのを今後考えていきたいということで、具体的にいつということはまだ検討しておりませんが、当然そういったのに参加していただける機会が多くなると思っておりますので、白川町へ研修センターから出向いていただいで研修会をして、そこで資格取得していただくというような方法を今後考えていただくということで予定したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議 長 再々質問ありますか。

(3番 服部圭子君)

○ 3 番 ありがとうございます。少し小中学校ですとか福祉施設でとか、そういった分野の人にも何らかのリーダーに、実際にそういった研修の機会を持った方が行ってくれるような形にさせていただきたいですので、その辺の施設や小中学校、保育園にも働きかけについてもお願ひしたいと思ひます。

○ 議 長 答弁ありますか。はい。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 すみません。答弁がもれておりました。今言われました学校とか福祉施設の関係の方にも、こういった町で研修会を行えばその時には参加を簡単にさせていただけると思ひますので、呼びかけをしていきたいと思ひます。

○ 議長 次の質問に移ってください。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、町の未来を創る選挙、これへの関心を高める取り組みについて、2つの事案について質問いたします。若者の投票率向上ということと、予定ですと来年に行われます町の選挙について関心を持っていただくための取り組みについて、提案と質問をいたします。

今度の参議院選挙より18歳以上の選挙権が行使されます。選挙権というものを、少し歴史をふりかえってみたいと思います。実は1945年、第2次世界大戦後、日本国憲法が公布されたことにより、それまでは25歳以上の男性のみが選挙権があったというところが、女性にも与えられた、本当につい最近70年前に始めて女性に与えられたということであります。そしてこの1945年には、年齢も20歳以上から引き下げられました。それまでは25歳以上でした。特に女性参政権というのは、男性の場合にはそれでも大正14年1925年に、それまではほんの一部の方しか選挙権がなかったのですが、この大正14年にすべての男性に選挙権が与えられました。25歳以上です。正にそれから20年経った1945年に女性にも選挙権が与えられたわけです。ですから、選挙権というのは先人たちの運動によって勝ち取られてきたものだと言えます。

一方、今回から始まります18歳以上の選挙権というのは、戦後の大きな改正以後、今回が初めての大きな改正です。ですが過去の改正のように、国民が勝ち取ったものではなく、憲法改正国民投票法改正に連動した政府主導のものと言えます。しかしながら、世界を見てみますと、世界の趨勢は191か国中176か国では、世界の約90%の国ではですね、18歳以上、16歳、17歳という年齢の選挙権を含んで、18歳以下の方にも選挙権が与えられています。世界の90%の国で与えられているということです。ですので、日本が18歳以上に選挙権を下げたことは決して早すぎるとはいえないと思います。未来を創る選挙により多くの若者に選挙に行ってもらいたいと願っています。この18歳、19歳の白川町の人口と、20代のこれまでの投票率は一体どれくらいなのかということを質問します。そして、18歳、19歳、20歳の若者が初めて選挙に行き、若者の投票率を上げるために、どのような取り組みをしていこうとされているかをお聞きいたします。

また、来年の白川町の選挙が予定では8月に町長、議員の選挙が行われます。町づくりは選挙からと言われております。住んでいる町に、町民の意見を反映させる代表者を選ぶ大変重要な選挙であることは言うまでもありません。町民

の選挙への関心を高める取り組みが重要です。町の未来を創る代表となる立候補者が、どのような考えを持って立候補するのかを町民に知らせるために、選挙公報を出したり、またはCCネットを活用した政見放送などを行う事で、より選挙への関心を高め、投票率を上げることができるのではないかと考えます。そのような取り組みができるようにするために、取り組みについてのお考えと、またそういうふうにするためにはどのような政策をしたらいいのかということを質問します。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは、服部議員さんの2つ目の質問にお答えさせていただきます。

まず、白川町において新たに有権者となる方の数と、20歳代の投票率についてお答えいたします。全国では約240万人、これは全有権者の約2%にあたる数と言われておりますが、白川町では次の参議院議員選挙において新たに有権者となられる方は、男女併せて約165人と見込んでおります。20歳代の投票率については、平成26年の衆議院議員選挙の折のデータですが、白川町全体の投票率が73%であったのに対し、20歳から24歳は約34%、25歳から29歳は約45%という結果になっています。70歳代前半まで、年代が上がるほど投票率が上がる傾向にあり、女性の方が若干ですが投票率は高い傾向にあります。白川町の場合、住民票を置いたまま進学している方もあり、その影響も少なからずあるかとは思われますが、過去のほかの選挙においても、20歳から35歳代の若い方の投票率は毎回低い傾向にあります。

そうした中で、若者の投票率を上げるための取り組みについてのお尋ねですが、7月の参議院議員選挙から18歳以上が有権者となることから、国においても県においても町においても、現在さまざまなPR活動等を展開しているところです。国では選挙や政治について学ぶ高校生向けの104ページからなる教材を作り、昨年末までに全国の高校に配布し、授業で活用することとしたほか、県では公立の高等学校において選挙に関する授業や模擬選挙を行っていますし、選管によっては出前授業を行っているところもあります。日にちも時間も限定ですが、期日前投票所を設ける高校もあるようです。白川町内には高校がありませんので、高校と協力しての啓発活動等は考えておりませんが、限られた有権者ですので、ダイレクトメールにより直接有権者となる方に選挙の大切さを訴える予定にしております。また、先般もこの議場を使って「子ども議会」が行われたところでありますが、小中学校とも連携し、さらに地域の方の協力もいただきながら、さまざまな機会を通じて、政治への関心を高めていきたいと考えております。

次に2つ目の質問ですが、まず政見放送については公職選挙法第151条の5において、衆議院議員、参議院議員、県知事選挙を除いてはできないこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

選挙公報については、公職選挙法第172条の2において、任意制選挙公報の発行は、条例を定めることによってできる規定となっております。県内では、昨年末現在、42市町村のうち、12の市と3つの町で条例を制定し選挙公報を発行していますが、もともと町村の選挙は最も身近な選挙であり、普段から情報が得やすい、また事務負担の軽減といったことから、告示から選挙までの期間が5日と短く設定されていることなどから、この間に原稿を受け取り、確認し、印刷して2日前までには届けなければいけないという厳しいスケジュールがネックとなっており、町村では発行が遅れているというのが現状であります。また、期日前投票が浸透してきており、公報が手元に届く前に多くの方が投票をすませてしまうといったことも、発行に踏み切れない理由の一つと思われまひます。現時点では、選挙公報の発行は考えておりませんが、各候補の政治的主張を知る機会としては有効なツールであるということは認識しております。選挙管理委員のみなさん、議員のみなさん方、有権者の方々のご意見を伺いながら今後検討して参りたいと思ひます。以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

(3番 服部圭子君)

○ 3 番 ありがとうございます。若者の投票率がやはり白川町でも非常に低いということがわかりましたので、是非ともですね、参議院選に向けてはこの投票率を上げていただくような取り組みを期待いたします。

そして2番目のですね、政権放送はできないことになっているということでしたので、もう少し違った何かあるのかまた自分で調べていきたいと思ひます。公報については、42の内12の町村でやっているということですので、前向きに検討していただきたいと思ひます。ほかに候補者の白川町の関心を高める取り組みとして、このような公報以外にも考えられることは、やっていかないと選挙に出る人、または投票者に政治離れというものが起きていくと思ひます。前向きに検討していただくようお願いしたいと思ひます。

○ 議 長 答弁ありませんね。

○ 3 番 はい。

○ 議 長 3番 服部圭子君の質問を終わります。

○ 議 長 ここで35分まで休憩とします。(午前11時25分)

○ 議 長 再開します。(午前11時35分)

◇日程第5 承第3号 専決処分した事件の承認について

専第5号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第5号）

- 議 長 日程第5 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「平成27年度白川町一般会計予算（第5号）」を議題とします。
報告を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 承第3号 専決処分した事件の承認について、専第5号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第5号）について、議案及び補正予算事項別明細書を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第3号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「平成27年度白川町一般会計補正予算（第5号）」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第6 承第4号 専決処分した事件の承認について

専第7号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第6 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。町民課長。
(町民課長 安江寿一君 登壇)
- 町民課長 承第4号 専決処分した事件の承認について、専第7号 白川町税条例等の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第4号を報告のとおり承認することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について

て」、専第7号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第7 承第5号 専決処分した事件の承認について

専第6号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第7 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 安江寿一君 登壇)

- 町民課長 承第5号 専決処分した事件の承認について、専第6号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。

- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

承第5号を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第8 承第6号 専決処分した事件の承認について

専第4号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第8 承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木昇君 登壇)

- 保健福祉課長 承第6号 専決処分した事件の承認について、専第4号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。

- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

承第6号を報告のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第9 議第28号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について

議題29号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について

○ 議 長 日程第9 議第28号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」、議題29号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について」を一括議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 今井俊君 登壇)

○ 建設環境課長 議第28号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議題29号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第28号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

次に、議第29号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第30号 財産の取得について

○ 議 長 日程第10 議第30号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 総務課長 議第30号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第30号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号「財産の所得について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第11 議第31号 平成28年度白川町一般会計補正予算(第1号)
議第32号 平成28年度簡易水道特別会計補正予算(第1号)
議第33号 平成28年度介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議長 日程第11 議第31号「平成27年度白川町一般会計補正予算(第1号)」、議第32号「平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、議第33号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を一括議題とします。
- 議長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。
- 議長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を、6月17日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月17日とすることに決定しました。
- 議長 お諮りします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
- 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日17日、本議場において会議を開きます。なお、時間は追って連絡します。
どうもご苦勞様でした。

(午後0時15分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員